

2025年2月定例県議会 総括質問

2025年3月17日
日本共産党 大橋沙織県議

日本共産党の大橋沙織です。
今月11日で震災・原発事故から丸14年が経過した今もなお、様々な被害が続いています。

1、本県産業の復興の現状について

大橋委員

福島県は米をはじめ、キュウリやトマト、モモなどさまざまな野菜と果樹の全国有数の産地ですが、原発事故により本県第一次産業は大きな被害を受け続けています。
避難地域12市町村の営農再開率を伺います。

農林水産部長

避難地域12市町村の営農再開率は、令和5年度末時点で49.7%であります。

大橋委員

飯舘村及び双葉郡8町村は役場ごと全町避難を強いられました。
全町・全村避難した9町村の震災前と現在の水稻収穫量を伺います。

農林水産部長

9町村の水稻収穫量につきましては、震災前の平成22年産が24067トン、令和6年産が4299トンであります。

大橋委員

まだまだ2割以下、17%台かと思いますがそうした状況です。
本県漁業が本格操業再開へと向かう中、政府は一昨年8月24日、国民や漁業者の反対を押し切り、ALPS処理水の海洋放出を強行しました。
本県沿岸漁業における震災前と現在の水揚げ量及び水揚げ金額について伺います。

農林水産部長

沿岸漁業の水揚げ量は、震災前の平成22年が25914トン、令和5年が6644トン、水揚げ金額は震災前の平成22年が92億3000万円、令和5年が39億700万円となっております。

大橋委員

水揚げ量は25.6%、金額は43%の復旧の状況だと思います。厳しい状況が続いていると思います。

避難地域の商工業の現状について伺います。避難地域全体の営業再開率は87.9%ですが、双葉郡の商工会会員事業所のうち、地元に戻って事業を再開した割合を伺います。

商工労働部長

双葉郡の商工会会員事業所のうち、地元に戻って事業を再開した割合は、本年2月時点で59.3%であります。

大橋委員

2016年に商工業、続いて2019年に農林業の賠償が打ち切られました。その際東電は、被害が継続する限り賠償すると言っていたのですが、実際は事故との「相当因果関係」の立証を強引に求め、追加賠償の支払いは事実上打ち切られています。ある凍み餅農家は、繰り返し被害の実態を訴え賠償を求めると東電の賠償支払いが実現しましたが、実際に賠償が農家の手元に届くまでは数年かかりました。

農林業及び商工業の一括賠償後の追加賠償について、東京電力に対し、被害者からの賠償請求に誠実に対応するよう強く求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

風評風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

事業者等への追加賠償につきましては、これまでも東京電力に対し、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情を十分にふまえた上で、被害の実態に見合った賠償を行うよう、あらゆる機会をとらえて求めてまいりました。ひきつづき、国や東京電力に対し、被害の実態に見合った賠償が適格かつ円滑になされるよう求めてまいります。

大橋委員

最後要望ですけれども、あらゆる機会をとらえて要望されているということでしたけれども、一方で現状は、一括賠償後の追加賠償は、2019年3月時点で商工業分野の請求が約900件のうち合意はわずか9件で、今は件数すら公表しません。東電のこうした不誠実な姿勢は許さないと立場で厳しく対応に当たって頂きたいと思います。要望です。

2. 原発事故による避難者の状況について

大橋委員

今、産業の現状を伺いましたが、いずれも復興途上です。

続いて、原発事故による避難者の状況について伺います。

避難者の状況は時間の経過とともに複雑化しており、深刻度も増しています。そうしたなか、福島県が国と一体に被災者・避難者切り捨ての政治を進めていることは許せません。

国は、避難地域の医療・介護の減免を、避難解除から10年が経過した自治体から段階的に廃止するとして、広野町などで一部負担が始まっています。避難による体調悪化で医療や介護を必要とする人が多く、避難市町村の国保税・介護保険料は全国でも非常に高い水準です。減免がなくなれば住民にとっては非常に重い負担となるため、不安の声が広がっています。この問題について複数の避難自治体と懇談した際、ある職員は「減免がなくなり避難先の自治体に住民票を移す人が増えれば、避難自治体が存続することそのものが非常に困難になるだろう」と不安を漏らしました。医療介護の減免打ち切りは、避難者をさらに追い詰めることであると同時に、自治体の存続にも関わる深刻な課題です。

避難指示区域等の国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置を継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

避難指示区域等における国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置につきましては国が各関係市町村の意見をうかがいながら検討を進め、昨年度から順次見直しが行われています。県と致しましては国に対し、対象となる住民の不安や疑問に丁寧に対応するよう求めています。

大橋委員

国はやはり、そもそも打ち切り前提で進めているわけですから、避難者の声や市町村の実態などの生の声は県がつかむべきだと思います。そして国に継続を求めるように重ねて要望をしておきたいと思います。

続いて大熊町と双葉町は今も避難指示が出されていますが、県は応急仮設住宅の供与を来年3月末で打ち切るとしました。住宅供与打ち切りは住まいを奪うことにつながります。

避難指示が継続する限り、大熊町及び双葉町からの避難者に対する応急仮設住宅の供与を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

応急仮設住宅につきましては、大熊町及び双葉町において、住環境や生活環境が一

定程度整う見通しがたったことをふまえ、国や両町と協議をし、供与終了を決定したものであります。ひきつづき、入居者の意向を丁寧に向い、関係機関、団体と連携しながら、1日も早い生活再建につながるようきめこまかな支援に取り組んでまいります。

大橋委員

ひきつづき、次の住まいが決まっていない方も数件いらっしゃるとうかがっていますので、次の住まいがしっかりと決まるまで県のサポートをお願いしたいと思います。

避難者の関係ですが、自民党政治のもとで原発事故の被害は小さく、まるでなかったかのような扱いがされています。その姿勢を反映しているのが、避難者数の集計方法です。

避難指示が出された区域の住民基本台帳に基づく人口及び居住人口を伺います。

避難地域復興局長

令和7年3月1日現在、避難指示が出された市町村の住民基本台帳に基づく人口の合計は67292人となっており、居住人口の合計は23231人となっております。

大橋委員

答弁の通り、住民登録者数は約67,000人、そこから居住者数約23,000人を差し引くと約44,000人が今も避難を続けている人数となります。しかし県は、復興公営住宅に住んでいる人や住宅を購入した人などは避難者から除外しています。

県内外の避難者数の捉え方について、市町村の集計方法に合わせるべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

避難者数につきましては、県内避難者数は、災害救助法の考え方をふまえ、応急仮設住宅に入居されている方等を集計するとともに、県外避難者数は、全国避難者情報システム等を基に、復興庁が取りまとめております。一方、避難元の市町村においては、住民との関係維持の観点などもふまえ、避難先で自宅を再建した方等もふくめ幅広く集計しているときいており、避難者の状況をそれぞれの観点でとらえた数字であると考えております。

大橋委員

今あった通り、県庁の中で言えば県内避難者については危機管理部でとらえているわけですが、14年たつて県内外と分ける必要性があるのかどうか検討する時期に来ていると思います。市町村は関係を保つためというお話がありましたけれども、

やはり市町村のほうが避難の実態をリアルにつかんでいるんじゃないかという風に思います。

問題なのは国の集計方法に県も準じていることです。避難 12 市町村がつかんでいる避難者数は約 54,000 人ですが、県発表の避難者数は約 25,000 人で、3 万人もの大きな差があります。避難者数を少なく見せて事故の被害を小さく、なかったことにしようとするのが国の狙いです。県は、復興公営住宅などへの避難者には支援を継続しているわけですから、そうした人たちも避難者の数に含めるべきです。再度伺います。

避難地域復興局長

避難者数につきましては、県内では、災害救助法の考え方をふまえて集計しており、県外では全国自治体の協力により国において集計しております。一方地元の市町村においては住民との関係維持の観点などもふまえ、幅広く集計しており、避難者の状況をそれぞれの観点でとらえたものと考えております。

大橋委員

繰り返しますけれども、やはり市町村がよりリアルにつかんでいるわけで、県も避難者の数としては数えていないけれども、復興公営住宅に住んでいる方には支援員を配置するとかして支援を継続しているわけですから、より実態に近いものを避難者数として扱うべきだと思います。要望として伝えておきたいと思います。

3、第7次エネルギー基本計画について

大橋委員

ひとたび事故が起きれば、14 年経ってもなお被害が続いています。ところが、2 月 18 日閣議決定された第7次エネルギー基本計画は、事故の教訓を踏まえたものでなく、そればかりか、原発の最大限活用へと大きく舵を切りました。国の目標である原発 2 割を達成させるためには、今ある原発、さらに 60 年以上経過した老朽原発を稼働させても足りず、新增設が前提となっており、原発事故の反省の「は」の字もない計画となっています。老朽原発も含めた原発の最大限活用は、事故の危険性を格段に高めます。第7次エネルギー基本計画で原子力の最大限活用へと方針転換されたことに対する知事の認識を伺います。

知事

エネルギー基本計画につきましては、エネルギーの安定供給や環境への適合などを実現するため、国の責任において策定するものと認識しております。県といたしましては、引き続き、様々な機会を通じて、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえるべきであること、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先にすべきであることを発信してまいります。

大橋委員

安全・安心ということがありました。原発事故の現状と教訓をふまえるということでしたけれども、であるならばやはりこの第7次のエネ基に対してしっかり撤回を求めべきではないかと思えます。

知事は今議会の所信表明の際に「このような悲劇を二度と繰り返さないように」との思いを語られました。それは多くの県民の願いだと思います。

3日付けの県民世論調査では、エネルギー基本計画、原発最大限活用と明記していますけれども、それに関する問いで原発を「今より減らすべき」が35.7%、「ゼロにすべき」は21.9%、合わせると過半数となりました。さらに「今のままでよい」は22.5%で、それも含めると80.1%と、圧倒的多数が原発推進を望んでいない結果となりました。

知事は、この県民の思いを踏まえて、国にエネ基の撤回を求めるべきではないでしょうか。原発の最大限活用は、つまり原発事故の危険性を高めることです。知事は、国のこのエネルギー基本計画を認めるということによろしいのでしょうか。再度伺います。

知事

福島第一原発事故の現状と教訓をふまえるべきであること、住民の安全安心の確保を最優先にすべきであるということ、このことを福島県として訴えてまいります。

合わせて二度と本県のような過酷な事故を起してはならないということを国内外に発信してまいります。

大橋委員

国のこのエネルギー計画、先ほども申し上げましたけれども、60年以上も運転続けた老朽原発すら動かそうとしています。さらに新增設もしていく、そうした中で当然事故の危険性は高まると思います。国のこのエネ基の撤回を今求めないということは再び安全神話に陥ることと同義だと思います。ぜひ撤回をすぐに、求めていただきたいと思えます。

4、訪問介護サービスの継続について

大橋委員

訪問介護事業所の倒産・閉鎖が相次ぎ、社協が訪問介護事業から撤退する事例も出ています。訪問介護サービスが受けられず10割負担のサービスを紹介されたとの事例も起きており、介護保険は崩壊状態と言えます。

パネルをご覧ください。しんぶん赤旗の調査では、全国で事業所ゼロの自治体が107町村あると報道され、県内でも「社協が訪問介護事業から撤退してしまうのではないかと不安の声が上がっています。

訪問介護事業所がない市町村数について伺います。

保健福祉部長

訪問介護事業所がない市町村数につきましては、令和7年1月1日現在で県指定の事業所がないのは13町村となっております。

大橋委員

12月末現在の赤旗の調査では、訪問介護ゼロは8町村でしたので、状況は深刻化しています。次の資料をご覧ください。さらに事業所が一つしかない自治体は、聞き取りでは17市町村とのことでしたので、赤旗の調査以降に事業所が閉鎖し、事業所ゼロの自治体になってしまったのではないかと思います。事業所がゼロ及び一つしかない市町村は合計30です。県内の過半数が危機的状況であり、福島県は全国で最も空白が深刻な県となっています。その多くは会津、県南、双葉郡など高齢化率が高い地域です。

訪問介護事業所の運営継続に向け、県はどのように支援するのか伺います。

保健福祉部長

訪問介護事業所の運営継続につきましては、処遇改善加算の取得のため事業所へ専門家を派遣するとともに、避難指示解除区域等においては事業所への運営費を補助するなど訪問介護事業所を支援しております。

大橋委員

訪問介護の継続は当然必要なわけで、なければ生活できないわけですが、国は在宅介護へと方針転換しながらサービスの維持には無責任です。保険あって介護なしの現状は、放置できない事態だと思います。

介護保険制度の発足時、その事業を担っていたのは社協でした。せめて、事業所ゼロの市町村は、社会福祉協議会が訪問介護事業を再開すべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

訪問介護事業につきましては、介護人材の確保や職場環境の改善、物価高騰の対策などを通して社会福祉協議会を含めたあらゆる事業所が安定して運営できるよう、支援してまいります。

大橋委員

この危機的な状況は、昨年、訪問介護報酬が引き下げられたことが原因です。

訪問介護について、直ちに介護報酬引上げを国に求めるべきと思いますが、県の考

えを伺います。

保健福祉部長

訪問介護の介護報酬につきましては、基本報酬の引下げ等の影響を適切に検証し、必要に応じた介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう全国知事会を通して国に求めております。

5、带状疱疹ワクチンの定期接種について

大橋委員

新年度から带状疱疹ワクチンが定期接種に加わることは、この間の要望の反映であり前進です。一方、不活化ワクチンは2回接種が必要で、1回2万円と高額であることから、接種費用補助の要望は非常に大きいです。

带状疱疹ワクチンの定期接種について、低所得者に限らず広く無料で接種を受けられるようにすべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

带状疱疹ワクチンの定期接種費用の無料化につきましては、予防接種法による実施主体である市町村において、接種の対象者数など、それぞれの状況を踏まえながら判断されるものと考えております。

大橋委員

新年度から定期接種になりますが、国の交付税措置は低所得者分のわずか3割です。市町村がどこまで補助し、本人負担がいくらになるのかは市町村の判断となります。

带状疱疹ワクチンの定期接種について、市町村の負担を軽減するため、県独自の支援が必要と思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

带状疱疹ワクチンの定期接種費用にかかる市町村への支援につきましては、インフルエンザワクチン等と同様に市町村の判断により定期接種対象者への一部助成が実施されるものと認識しております。

大橋委員

どちらも市町村判断との事でしたけども、市町村任せでなく、県民負担軽減のために県としての手立てが必要だと思いますので要望としてお伝えしておきます。

新年度から新たに始まる制度です。带状疱疹ワクチンの定期接種について、どのように周知を図っていくのか、県の考えを伺います。

保健福祉部長

帯状ほうしんワクチンの定期接種の周知につきましては、定期接種の実施主体である市町村と連携し、広報誌やホームページ等を活用しながら、対象者となる高齢者やその家族などに対し、周知を図ってまいります。

6、奨学金返還支援について

大橋委員

県が行う奨学金返還補助について、新年度から公務員以外のすべてが対象になります。これまで利用率の低さが課題となっていました。対象拡大と合わせてより多くの方に利用してもらいたいことを願うものです。

制度活用促進のために、一番この制度を必要とする高校生やその保護者、高校教職員などに対し、この制度をしっかりと知らせるべきです。

奨学金返還支援制度の利用促進に向け、大学等に進学する前に周知すべきと考えますが、県の考えを伺います。

商工労働部長

奨学金返還支援制度につきましては、これまで学生や保護者を対象に、SNS等による情報発信や県内スーパー等でのポスター掲示などにより、広く周知してきたところがあります。加えて、高校生を対象とした企業説明会や社会人講話など、様々な機会を捉えて学校現場とも連携しながら、大学等に進学する前の高校生への周知に取り組んでまいります。

大橋委員

スーパーでポスターとか、企業説明会、高校生向けの講話で今取り組まれているというお話ありました。一番は高校生に直接伝えることが大切と思っています。

現状では、学校の先生方も保護者の方も知らないという声がありますので

高校生とか保護者向けにチラシを配るだとか、いろんなやり方あると思います。

その際、教育庁との連携が必要になってくると思いますけれども、利用促進と周知徹底について部長の考えをうかがいたいと思います。

商工労働部長

先ほども申し上げました通り、県内の高校生を対象と致しました企業説明会、それから社会人の比較的若い方々のお話を聞く社会人講話等の機会をとらえて周知をしておるところでございますが、いずれにしても学校の授業の中で先生方のご協力をいただいていることもございますので、今後ともひきつづきしっかり連携して周知に努めてまいりたいと思います。

大橋委員

引き続き、制度の利用促進に向けた観点でお願いしたいと思います。

予算の関係ですけれども、昨年度以前と同じく 50 件程度しか見込んでいません。

対象拡大と合わせて、予算の拡充も必要だと思いますが、うかがいます。

商工労働部長

奨学金返還支援事業につきましては、令和 2 年度から募集を開始いたしまして、学生それから既卒者につきまして、認定をしてきた経過がございます。要件といたしまして、県内で 5 年間の就業というのがございますので、これから実際に返還の支援を受ける皆様が発生をするということがございます。これまでの実績はご指摘の通り予算満額というところまでは認定をされてございませんけれども、まずは対象になる皆様への返還をしっかりといたしまして、先ほど申し上げました通り周知につとめ現在の予算をしっかりと遂行していきたいというふうに考えております。

大橋委員

最後要望ですけれども、この制度また、公務員は本制度の対象外になってはいますけれども現状とすれば教員不足も深刻です。そうした県の課題ともリンクさせて、制度の充実、利用促進を求めておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

7、住宅セーフティネット制度及び省エネ住宅の推進について

大橋委員

現在、県内では 4 つの市・町で住宅セーフティネット制度が実施されています。

住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を実施している 4 市町における登録戸数及び今年度の家賃低廉化補助の件数を伺います。

土木部長

4 市町におけるセーフティネット住宅の登録戸数は、本年 2 月末時点で 1 1 9 1 7 戸となっており、今年度の家賃低廉化補助の件数は合計 160 件を見込んでおります。

大橋委員

今年秋頃には住宅セーフティネット改正法が施行となります。

現在実施しているいわき市では、ある大家さんが「申請手続きが面倒」と話していただきました。その際、福祉部門をはじめ幅広い関係者で構成する居住支援協議会が申請手続きをサポートしていますが、県内に一つしかありません。今後、制度実施市町村を広げる上で居住支援協議会の役割は重要です。高齢者や低所得者の住宅確保のため、

市町村による居住支援協議会が早期に設置されるよう支援すべきと思いますが、県

の考えを伺います。

土木部長

市町村による居住支援協議会につきましては、これまで、県居住支援協議会を通じて、市町村における居住支援の実態や課題等を共有しながら、協議会設置の検討を促しているところであり、今後とも、地域の住宅事情を踏まえた市町村の居住支援協議会が早期に設置されるよう、情報提供や事例紹介等の支援を行ってまいります。

大橋委員

県は新年度から新婚世帯と子育て世帯に限り、住宅セーフティネット制度に係る県負担分の補助額を増額します。本県は、原発事故以降、賃貸住宅の家賃がそれまでの1万円以上値上がりし、最近は物価高騰などの影響もあり家賃がかなり高額になっています。

住宅セーフティネット制度を活用した補助事業を更に普及させるため、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

土木部長

住宅セーフティネット制度を活用した補助事業につきましては、民間賃貸住宅の家賃等を補助する市町村へ財政支援するとともに、事業導入のメリットや活用事例の紹介など制度の周知を図っているところであり、引き続き、市町村が補助事業に取り組めるよう支援してまいります。

大橋委員

住宅セーフティネット制度を普及とともに、その対象に若者も含めるべきと思います。若者の半数は非正規雇用で実家から出て生活したいと思っても家賃が高くて今の給料ではとても生活できないという声が多く聞かれます。若者の県内定着促進のためにも制度の対象に若者を含めるべきと思いますが、再度伺います。

土木部長

所得の低い若者の住宅確保のための家賃補助の促進につきましては住宅セーフティネット制度を活用する市長村が増えることと賃貸人等の双方の協力が必要であることから各種会議や訪問などにより、市長村へ補助創設を働きかけるとともに、賃貸人等に対して住宅登録の協力を要請しております。

大橋委員

省エネ住宅改修補助事業についてです。予算では200件を見込んでいました。

福島県省エネルギー住宅改修補助事業の今年度の補助件数を伺います。

土木部長

福島県省エネルギー住宅改修補助事業の今年度の補助件数は、十件を見込んでおります。

大橋委員

かなり差がある状況です。

一方で、昨今の地球温暖化は災害級で、省エネ推進に向けて住宅の断熱性向上などが欠かせません。施工業者からも県の制度を継続してほしいと要望があります。

県は、省エネルギー住宅改修補助事業の利用促進に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。

土木部長

省エネルギー住宅改修補助事業の利用促進につきましては、断熱改修を行い、窓や壁、天井等の断熱性能を高めることにより、省エネルギー化や居住環境の向上のほか、ヒートショックを抑制し、健康を維持するなどの効果があることからチラシ等により、事業者をはじめ広く県民へ周知を図るなど補助事業の利用促進に取り組んでまいります。

大橋委員

当然県の制度は必要だと思っていて、さらに利用を伸ばしていきたいと思うんですけども、利用率が伸び悩む背景には、年度内の工事完了が条件であることや申請書類の煩雑さがあります。

年度内工事終了を要件にしないことや、申請書類の簡素化など、制度の見直しをすべきと思いますが県の考えを伺います。

土木部長

県の補助事業につきましては窓や壁、天井等を一体的にしっかりと断熱することを要件としております。このため、部分的な断熱ではなく脱衣所なども含めた利用度の高い部屋をまとめてしっかりと断熱する制度でありますので引き続きこの制度を継続してまいりたいと考えております。

8、川俣高等学校の寄宿舎の整備について

大橋委員

川俣高校は全国募集となり、寮の整備が課題です。全国募集をするにあたり、この4月入学者分の寮の整備は町が全額負担しました。しかし以前から、寮整備について県の支援を考えてほしいと繰り返し要望を受けています。

川俣高校の生徒が減少し全国募集に至った背景には、原発事故と県の高校改革があります。震災前、川俣高校は生徒の大多数を川俣町と飯舘村の生徒が占めていました。しかし原発事故で飯舘村が全村避難となり、川俣町も山木屋地区が避難地域となり町内から避難することを決めた若い世代もいました。

原発事故の影響で川俣高校の生徒数は急激に減少し、高校改革前期実施計画で機械科が廃止対象となりました。工業の町である川俣町にとって、川高機械科の卒業生は有望な人材であり、改革懇談会の際にも地元商工会関係者などから機械科存続を求める声があがっていました。

こうした特別な事情を踏まえて、県が生徒寮の整備をすべきではないでしょうか。

川俣高等学校における学区外からの生徒の受入れに伴う寄宿舎の整備について、県教育委員会の考えを伺います。

教育長

川俣高校につきましては、入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いに基づき、来年度から川俣町との連携の下、町において寄宿舎を整備し、学区外からの生徒を受け入れることで、学校及び地域の活性化につなげていくこととしております。

県教育委員会といたしましては、生徒の地域に対する愛着や貢献意識を高められるよう、町と連携しながら、引き続き魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

大橋委員

高校改革の名のもとに川高機械科を廃止して、その前提となった生徒の減少は原発事故の影響だと県教委も認めていました。こうした川高の現状をつくったのは県の高校改革です。

町は、生徒の獲得と高校の存続のために必死に頑張っています。県は何もしないのですか。

福島県立川俣高等学校の寄宿舎整備に県が責任を負うべきと思いますが、再度伺います。

教育長

学区外からの生徒を受け入れるにあたっては、町が生徒の身元引受人になることや生活場所としての寄宿舎を整備するなど町のご協力が得られたことから、県教育委員会において県外を含む学区外からの出願を可能とする弾力的な取扱いをしたところがあります。引き続き川俣高校において地域共同推進校として地域創世の核となり社会に貢献できる人づくりに取り組んでまいります。

大橋委員

県立高校ですので当然県が責任を負うべきだと思います。
そのことを求めて以上で質問を終わります。

以上